

～「城里町デマンド交通」の愛称を

『ふれあいタクシー』に決定！～

- 平成19年2月1日(木)から試行運転を開始する城里町デマンド交通の愛称が決定しました。
- 11月20日までの募集期間に、総数50点のご応募をいただき、城里町新交通システム運行委員会で審議いたしました。
- その結果、那珂西の馬場哲也さん、石塚の瀬谷早智子さん、御前山の小島俊美さんがそれぞれ応募された作品『ふれあいタクシー』に決定し、愛称として使用することになりました。
- ご応募くださった皆さん、ありがとうございました。

城里町デマンド交通『ふれあいタクシー』運行開始！

～町内どこからどこへでも乗り合いで送迎～

平成19年2月1日(木)より城里町デマンド交通『ふれあいタクシー』が試行運転を開始します。



「ふれあいタクシー」は、中型タクシー1台とジャンボタクシー2台を使用して利用者の自宅や指定場所から目的地までを乗り合いで送迎するもので、城里町社会福祉協議会が運行主体となって運行をしていきます。是非、ご利用ください。

○ふれあいタクシーの運行形態は？

自宅や指定場所から目的地まで電話予約により運行します。この「ふれあいタクシー」の特徴は、「自分の家の玄関先まで迎えに来てくれて、自分の行きたい所の玄関先まで送ってくれる」ことです。

「ふれあいタクシー」の運行により気軽に外出できるようになります。ただし、目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、複数の方との乗り合い利用となりますので、目的地までの所要時間に余裕が必要です。(出発場所も到着場所も城里町内に限ります。)

○運行日は？

月曜日から金曜日までの平日に運行します。

土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休となります。

○利用できる方は？

町内在住の方で、1人でタクシーに乗り降りできる方とします。(ただし、介助者が同乗する場合はこの限りではありません。)

○利用するには？

事前に利用登録が必要です。登録は無料で、随時受付をしています。未登録の方は、城里町社会福祉協議会、役場企画財政課、町民課、健康福祉課、桂支所、七会支所、常北公民館、桂公民館、七会公民館に置いてある利用登録票に、住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、城里町社会福祉協議会または役場企画財政課、各支所へお申込みください。

なお、2月1日からは、デマンドタクシー情報センターへファックスでも利用登録ができます。

FAX番号 029-288-7720

登録が済んだ方には、城里町デマンドタクシー登録証(カード)を送付します。このカードがお手元に届く前でも、予約し乗車することはできます。

○運行時間は？

「運行時刻表」に基づいて運行します。予約制ですので、利用するときは予約が必要です。

午前8時から午後4時までの便を運行します。
(1時間ごとに1便)

《運行時刻表》

午前	午後
8:00	12:00
9:00	13:00
10:00	14:00
11:00	15:00
	16:00

*時刻表は目安です

○利用料金

利用料金は一乗車につき300円です。利用券での支払いになります。

ただし、3歳児未満(4月1日付けで判断)は無料です。運行の関係で乗り継ぎ乗車となる場合、乗り継ぎ便は無料です。

○利用券はどこで買えるの？

社会福祉協議会、役場企画財政課、桂支所、七会支所、ふれあいタクシーの車内でも買うことができます。事前に用意しておくくと便利です。利用券は、10枚綴り、1枚ずつでも買うことができます。

○予約はどうしたらいいの？

- ・遅くとも利用予定便の30分前までに「デマンドタクシー情報センター」へ電話予約(☎029-240-6000)してください。ファックスでの予約は、聴覚に障害がある方のみとさせていただきます。(FAX 029-288-7720)
- ・情報センターへの予約は、1月30日(火)から行うことができます。(2月1日の便)
- ・2日前から予約することができます。なお、月曜日の便は、金曜日に予約できます。
- ・予約受付時間は、月曜日から金曜日までの午前7時15分から午後3時30分までです。なお、翌日の便の予約は、午後4時30分まで受け付けます。
- ・情報センターへ電話予約をする際は、次のことをお知らせください。
①自宅の電話番号 ②利用する方の名前 ③利用希望の時間の便 ④乗車する場所 ⑤目的地
- ・予約変更または取り止めしたい場合は、ただちに「情報センター」に連絡をしてください。
- ・事前に利用登録を済ませてない方が、当日どうしても利用したい場合は、オペレーターに電話で利用登録内容(住所・氏名・生年月日・電話番号)を伝え登録してもらい、予約をしてください。

○乗車ルール

「ふれあいタクシー」は複数の方との乗り合わせとなりますので、次のような場合は乗車をお断りします。

- ①一人で乗降できない方。(介助者が同乗する場合は利用できます。)
- ②小学生未満の幼児一人での乗車。(保護者同伴であれば可)
- ③車内では飲食及び喫煙は禁止です。併せて、著しく車内の風紀を乱す行為を行うものも同様です。
- ④ペットを連れての乗車。大きな荷物なども持ち込めません。(シルバーカー、ベビーカーはトランクに収納可)
- ⑤付添い人を伴わない重病者。
- ⑥営業目的での乗車。

○注意事項

- ・小学生以上の児童生徒の利用については、保護者の責任の範囲において利用を受け付けます。
- ・広範囲に移動される場合で、その運行により次の便に遅れを生じてしまうおそれのある場合は、中継センター(情報センター)で乗り継ぎになることもあります。
- ・忘れ物をしたらすぐデマンドタクシー情報センター(常北保健福祉センター1階)に連絡してください。車中での忘れ物は、デマンドタクシー情報センターで1日保管した後、警察署等に届出します。

「城里町デマンド交通 ふれあいタクシー」は、これまでの福祉バスなどと違って、予約制であることや「停留所がない」「決まった路線を走行しない」など、戸惑うことが多いと思います。役場等に多く寄せられた質問を紹介します。

■行きの便を予約の際、帰りの便も予約できませんか？

→いっしょに予約できます。ただし、病院などで診察時間が延びて帰りの便に間に合わないときは、必ず情報センターに連絡を入れてください。

■急用の時は利用できますか？

→「ふれあいタクシー」は、複数の方と乗り合い利用となります。通常のタクシーとは異なりますので、到着時間に余裕がある場合にご利用ください。○時○分に間に合うような到着は保証できません。

■目的地に到着した際、帰りの予約を運転手さんにできますか？

→運転手は予約を受け付けできません。情報センターに電話をして予約をしてください。

■乗車地から目的地に行く途中で、用足しすることはできますか？

→複数の方との乗り合い利用となりますので、車両を待たせての途中下車はできません。

■悪天候でも自宅まで来てくれますか？

→悪天候時における運行の判断はタクシー事業者と運営主体の社会福祉協議会との協議により決定しますが、自宅前まで車両が進入できない状態（冠水、積雪等）であれば、予約のときに道の状況を伝えてください。

■希望した便が定員一杯で予約できない場合はありますか？

→「ふれあいタクシー」は中型タクシー1台とジャンボタクシー2台で運行しますが、予約状況により「希望する時刻の便」に予約できない場合もあります。

■複数の利用者予約はできますか？

→これは同じ運行便で友達と乗り合わせて目的地に行きたい場合ですが、乗車場所が同じであれば、予約する方はそれぞれの利用者の「自宅電話番号」を把握しておいてください。また、それぞれ乗車場所が異なる場合は、予約する方はそれぞれの利用者の「自宅電話番号、乗車場所」を把握しておく必要があります。複数予約の場合、予約したい方全員が同じ時間の便に乗ることができる保証はありません。

■利用予定の人が乗車場所にいない場合はどうなりますか？

→運転手が自宅に伺ったり、乗車場所の周辺を捜したりしますが、ほかのお客様の迷惑になると判断した場合は、次の予定地に出発します。

■一人で乗り降りできない要介護者や身体障害者等の移送サービスはないのですか？

→城里町社会福祉協議会では、要介護者や身体障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の方々に対して、ふれあいタクシーとは別に有償による移送サービス事業を行っています。利用されたい場合は、社会福祉協議会までご相談ください。

1月30日(火)から予約受付開始！！

◇予約先
「デマンドタクシー情報センター」
☎029-240-6000

◇受付時間／午前7時15分から午後3時30分まで
翌日の便は午後4時30分まで予約可
*予約は2日前から受付します。月曜日の予約は金曜日可

問 合 せ

城里町石塚1428番地1
社会福祉法人城里町社会福祉協議会
☎ 029-288-7013

在宅福祉サービス(有償移送サービス) のご利用について

城里町社会福祉協議会では、要介護者や身体障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の方々に対して、有償による移送サービス事業を行っています。

事業を利用されたい方は、城里町社会福祉協議会までご相談ください。

○運送形態は？

事業協力会員がご自宅から目的地まで送迎します。

運転マナーや乗降介助等の研修を受講した会員が送迎しますので安心してご利用ください。

(出発もしくは到着場所のいずれかが城里町地内となる送迎に限ります。)

○運行日は？

月曜日から金曜日までの平日にご利用できます。

土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は原則運休となります。

○利用できる方は？

町内在住の方で以下の条件に該当する方です。

日常生活上援助の必要がある高齢者、要介護者、要支援者、障害児(者)、その他肢体不自由者等

○利用するには？

事前に利用登録が必要です。登録は無料で、城里町社会福祉協議会で随時受け付けをしています。

○利用時間は？

原則、午前9時から午後5時の利用時間となります。

利用時間以外のご利用については、次の利用料金以外にご負担いただく場合がありますが、利用について詳しくは事務局へご相談ください。

○利用料金は？

1枚500円の利用券10枚綴り(5,000円。バラ売りも可。)をご購入いただき、利用時間1時間当たり500円券1枚をお支払いください。

その他、実費としてガソリン代をいただきます。(1km当たり10円)

○利用券はどこで販売しているの？

城里町社会福祉協議会(城里町常北保健福祉センター2階)で販売しています。

○利用会員となり、実際に利用する場合はどうすればいいの？

城里町社会福祉協議会まで、利用日・利用時間・目的地等をお知らせください。

問 合 せ

城里町石塚1428番地1

社会福祉法人城里町社会福祉協議会

☎ 029-288-7013